

## 第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

### 【目次】

用語解説等 .....	80
1. 仕組み .....	81
2. 背景 .....	83
3. 根拠法 .....	84
4. 実施方法 .....	85
(1) 関係機関の役割分担 .....	85
(2) 後期中等教育 .....	85
(3) 特別な職業訓練 .....	88
(4) トレーニー制度 .....	89
5. 財政 .....	91
6. 実績 .....	92
7. 評価・課題 .....	101
(1) 職業教育訓練制度の強みと課題 .....	101
(2) 見習い訓練制度の課題 .....	103
(3) トレーニー制度の評価・課題 .....	104
8. 参考文献 .....	106

## 第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

### 用語解説等

#### ●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

略語等	ドイツ語 [英語]	日本語訳
AHS	allgemeinbildende höhere Schule [academic secondary school]	一般教育高等学校
AMS	Arbeitsmarktservice Österreich [Public Employment Service Austria]	労働市場サービス (PES)
BAG	Berufsausbildungsgesetz [Vocational Training Act]	見習い訓練生の職業訓練に関する 連邦法
BBAB	Bundesberufsausbildungsbeirat [Federal Advisory Board on Apprenticeship]	見習い訓練制度連邦諮問委員会
BHS	Berufsbildende höhere Schule [VET college]	職業教育高等学校
BMS	Berufsbildende mittlere Schule [VET school]	職業教育基礎学校
BMUKK	Bundesministerium für Unterricht, Kunst und Kultur [Federal Ministry for Education, Arts and Culture]	連邦教育芸術文化省
BMWFJ	Bundesministerium für Wirtschaft, Familie und Jugend [Federal Ministry of Economy, Family and Youth]	連邦経済家庭青少年省
BRP	Berufsreifeprüfung [Vocational Graduate]	大学入学資格試験
FH	Fachhochschule [university level study programmes of at least three years' duration with vocational-technical orientation]	専門技術大学 (最低 3 年間の職業技 術訓練課程を有する大学水準教育)
GuK	Gesundheits- und Krankenschwester [Health and Nursing]	看護学校
IBA	Integrative Berufsausbildung [integrative VET]	統合職業教育訓練
ibw	Institut für Bildungsforschung der Wirtschaft [Institute for Research on Qualifications and Training of the Austrian Economy]	オーストリア経済資格・訓練研究協 会
LAP	Lehrabschlussprüfung [apprenticeship-leave examination]	見習い訓練修了試験
ÖIBF	Österreichisches Institut für Berufsbildungsforschung [Austrian Institute for Research on Vocational Training]	オーストリア職業教育訓練研究協 会
PTS	Austrian Institute for Research on Vocational Training [prevocational school]	技術専門学校
ÜBA	Überbetriebliche Lehrausbildungen [Inter-company apprenticeship training]	企業間相互見習い訓練制度

#### ●通貨について

本章においてオーストリアの通貨を表す場合は、ユーロ又は€と表記する。

参考までに、2014 年における対円年平均為替レートは、1 ユーロ=140.38 円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)

<http://www.oanda.com/currency/average>

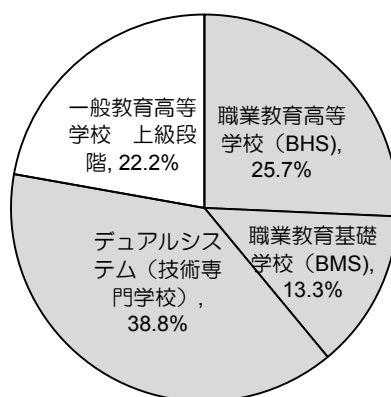


## 第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

オーストリアにおける前期中等教育（我が国でいう中学校）制度では、一般教育高等学校下級段階（AHS-Unterstufe）または新制中等学校（NMS：Neue Mittelschule）の何れかを第8学年で修了した生徒は、後期中等教育（我が国でいう高校）に必ず進む。これは、後期中等教育の最初の1年間である第9学年までが義務教育期間とされているためである。第9学年は、職業教育準備学校（Pre-vocational school）とも呼ばれ、職業に向けた専門的なガイダンスが提供される。希望者には第10学年もこれに充てられる。週あたり32時間の授業は基本的で教室での座学であるが、企業に出向いての一日見習い訓練体験や職人を招いてのワークショップなど実務教育が取り入れられているのが特徴である。金属、電気、木工、建設、販売、サービス、旅行の7分野が専門分野として設けられており、機械、社会福祉などの新分野を提供する学校もある。

次の円グラフは、2011学年度（2011年10月～2012年9月）において、義務教育期間を終えて後期中等教育に進んだ第10学年の生徒の進学先の割合を示したものである。ここからわかることは、オーストリアでは日本の高校1年生にあたる生徒の実に8割近くが、普通高校ではなく職業教育訓練を提供する学校に進学している、ということである。

図表-4-2 第10学年の生徒の進学先の割合 2011学年度



全体の約4割が、デュアルシステムを提供する技術専門学校（PTS：Polytechnische Schulen）に進む。技術専門学校の1年次に設けられた職業教育準備課程では、一般教養のほか、ビジネスマナーについての指導や基本的な職業指導を受ける。1年次（9学年）を修了した者は就職することもできるが、通常は2年次に進んで見習い訓練生<sup>2</sup>となり、企業での見習い訓練（apprenticeships）を受けつつ技術専門学校で学習する。2年次以降における指導時間の配分は、企業での見習い訓練が80%、技術専門学校での学習が約20%である。技術専門学校の授業料は無料であるかわり、企業が見習い訓練生に支払う賃金は通常の労働者の半分以下である。健康保険など労働者の社会保障は通常の労働者と同等に受けられ、

<sup>2</sup> オーストリアでは見習い訓練を受ける生徒のことを Lehrling という。Lehrling という用語は、親方に師事する徒弟を意味する。また Lehrling は、デュアルシステム以外の大学や社会人向けに提供されるトレーニー制度における訓練生にも用いられる。そのため本稿では、デュアルシステムにおいて見習い訓練を受ける生徒を「見習い訓練生」、トレーニー制度において職業教育訓練を受ける者を「トレーニー」と呼び分けている。

労働安全衛生法規上は若年労働者であることから手厚い保護の対象となっている。見習い訓練を提供する企業の規模はさまざまで、従業員数数百人規模の企業もあれば、親方一人だけの自営業者の場合もある。見習い訓練について定めた連邦法（BAG）には、業種別及び従業員の規模別に受け入れ可能な見習い訓練生の人数と、見習い訓練生を指導する指導員（Lehrberechtigte）の人数が厳格に定められている。見習い訓練制度の修了試験（LAP）を合格した者は働き始めてから、熟練工または親方になるために学校に通うことができる。

職業教育高等学校（BHS）は、一般教育と職業教育を組み合わせた5年制で、技術、経済、商業、観光および教職（幼稚園教諭）などの訓練分野がある。BHSの全課程を修了した者は応用職業能力資格を得、大学入学試験（BRP）を受験して卒業する。

職業教育基礎学校（BMS）は、専門分野によって修了期間に違いがある。3年間が主流であるが、社会福祉や農林業、ビジネスなどは2年、工芸技術などは4年である。また看護学校（GuK）は16歳以上でなければ選択できないためBMSの看護分野を3年間で修了してから進学することになる。いずれの専門分野も、全課程の修了時に修了試験を受験し、基礎職業能力資格を得て卒業する。BMSの卒業生で応用職業能力資格を得たい者は、市中のビジネス専門学校などに設けられている通常3年間の応用コース（Aufbaulehrgang；アドオンコースともいう）に進学し、週の4日は講義、1日は実習というスタイルで学び、修了時に受験のうえ応用職業能力資格及び大学入学資格を得ることができる。

後期中等教育を修了した者は就職するか、大学に進学するかを選択することになるが、いずれのチャンネルを選択したとしても、希望する大学機関に進学、または応用職業能力資格を得てから社会に出る、という進路に切り替えがきく仕組みとなっている。

また、大学に入ってから、あるいは社会に出てからのCVET（継続職業教育訓練）では、さまざまなトレーニー制度（traineeships）が用意されている。

### 2. 背景

現在の初等中等教育制度、及び大学入学資格制度の骨格は、1962年の教育改革により形成されたものである。1962年以前のオーストリアでは全体の9割を占める生徒が公立の基幹中学校（Hauptschule）に進み、基幹中学校は卒業後に職業訓練校に進学するAコースと卒業後プラス1年の義務教育期間の後に見習い職業訓練に進むBコースの2コース制がとられていた。これは、オーストリア伝統の徒弟制度に近代的な教育制度を組み合わせた仕組みであったが、第二次大戦後社会構造が急激に変化するに伴い、将来の進路を10歳という段階で決定させるのは早すぎるという考え方が主流となり、改革が実施されたものである。1962年学校法は基幹中学校の2コース制を廃止し、卒業前の13歳時に普通校（AHS）、職業訓練校（BHSまたはBMS）、技術専門学校の何れかに進むかを選択できるようにした。また、何れかを選択した後でも自らの意志と努力で自在に進路変更のうえ大学進学ができるようにした。

3. 根拠法

(1) BAG (Berufsausbildungsgesetz ; 見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法)

1969年3月26日に制定された、見習い訓練制度における訓練生及び事業主の要件、権利、義務ならびに罰則等について定めた法律であり、幾度もの改正を経て最新改正は2014年3月14日に実施されている<sup>3</sup>。

(2) LFBAG (Land- und forstwirtschaftliches Berufsausbildungsgesetz ; 農林業見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法)

1990年5月17日に制定された、見習い訓練生の職業訓練に関して農林業のみ他の産業とは別に規制する法律である<sup>4</sup>。

(3) SchOG (Schulorganisationsgesetz ; 学校組織法)

連邦教育芸術文化省 (BMUKK) がオーストリアの学校教育を所管することを定めた法律であり、後期中等教育における職業教育の枠組みが規定されている<sup>5</sup>。

(4) SchUG (Schulunterrichtsgesetz ; 学校教育法)

学校教育における入学及び修了の要件について定めるほか、教員、生徒、父兄/保護者との協力関係により教育を実現することが規定されている<sup>6</sup>。

(5) KJBG (Kinder- und Jugendbeschäftigungsgesetz ; 青少年雇用法)

15歳未満の児童または義務教育修了前の生徒が就労することを禁じ、18歳以上の青少年が就労する場合の休憩時間や規則等の労働安全衛生管理について定めている<sup>7</sup>。

(6) FHStG (Fachhochschulstudiengesetz ; 専門技術大学教育課程法)

1993年10月1日に施行された、職業訓練カリキュラムを有する高等教育機関の設置について定めた法律である<sup>8</sup>。

<sup>3</sup> Gesamte Rechtsvorschrift für Berufsausbildungsgesetz  
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10006276>

<sup>4</sup> Gesamte Rechtsvorschrift für Land- und forstwirtschaftliches Berufsausbildungsgesetz  
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10008710>

<sup>5</sup> Gesamte Rechtsvorschrift für Schulorganisationsgesetz  
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10009265>

<sup>6</sup> Gesamte Rechtsvorschrift für Schulunterrichtsgesetz  
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10009600>

<sup>7</sup> Kinder- und Jugendbeschäftigungsgesetz  
<https://www.wko.at/Content.Node/Service/Bildung-und-Lehre/Lehre/Rechtsinformation/KJBG.html>

<sup>8</sup> Gesamte Rechtsvorschrift für Fachhochschul-Studiengesetz  
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10009895>

#### 4. 実施方法

##### (1) 関係機関の役割分担

デュアルシステムに関する政府の役割分担は、連邦レベルでは、企業での見習い訓練は連邦経済家庭青少年省（BMWFJ）が所管し、技術専門学校での訓練は連邦教育芸術文化省（BMUKK）が所管する。また、見習い訓練制度連邦諮問委員会（BBAB）は、連邦政府に対してカリキュラムなどに係る勧告を行う。

オーストリアにある9つの連邦州には、各州政府の経済局に見習い訓練オフィスが設置され、見習い訓練制度の全般的な運営管理、資格試験の実施、資格の管理等を行う。また、州教育監理官が州の見習い訓練制度が連邦政府のカリキュラムに則しているかについて監督し、見習い訓練制度州諮問委員会（LBAB）が州の実情に応じた勧告を行う。

また、職業教育訓練制度を支える全国的な機関に、ÖIBF（オーストリア職業教育訓練研究協会）と、ibw（オーストリア経済資格・訓練研究協会）がある。ÖIBFは1970年に官民が共同で設立した非営利団体で、職業教育訓練に係る研究、評価、分析活動を行う。ibwは1975年に官民共同で設立された職業教育訓練に関するデータの収集、分析による関係機関間、資格間の橋渡し役を担うほか、CEDEFOP（欧州職業訓練開発センター）が構築した職業教育訓練データネットワーク ReferNet のオーストリア代表機関を務める。なお、本章に掲載した各種統計データの多くはibwの提供による。

##### (2) 後期中等教育<sup>9</sup>

オーストリアの初期職業教育訓練（IVET）資格は、後期中等教育におけるデュアルシステム（企業での見習い訓練と技術専門学校でのパートタイム学習の組み合わせ）、及び、職業訓練学校によるフルタイム職業訓練教育の何れかで取得することができる。職業訓練学校には5年制の職業教育高等学校（BHS）と2~4年制の職業教育基礎学校（BMS）がある。ここでは、オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結の鍵とされ、オーストリアの若年失業率が欧州諸国のなかで極めて低い水準にある理由として引き合いに出されるデュアルシステムについて説明する。

デュアルシステムは、企業での見習い訓練と座学による職業教育の組み合わせである。期間は選択した職種によって2年から4年と異なる。

デュアルシステムの特徴は次のとおりである。

- デュアルシステムにおける学習時間は、企業における見習い訓練が80%、技術専門学校での座学が20%であり、週のうち4日出社し、1日は通学する。
- 見習い訓練生は見習い訓練を提供する企業との契約に基づく訓練生としての地位と、技術専門学校のパートタイム生徒としての地位を同時に有する。

<sup>9</sup> Background Paper, Mutual Learning Programme, Learning Exchange on 'Apprenticeship Schemes', Vienna, Austria – 7 November 2013  
The Austrian Apprenticeship System  
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=1073&eventsId=941&furtherEvents=yes>  
<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11197&langId=en>

・見習い訓練の修了認定試験は当該分野一流の専門家の前で行われ、見習い訓練生が当該分野の専門家としての力量を有していることが認定の要件とされる。

見習い訓練は企業にとって将来への投資と捉えられている。企業には、若く可能性を秘めた見習い訓練生に職場で間近に接しさまざまな業務を経験させることを通じて、将来有望な社員候補を発掘することにもつながる。現在、約 35,000 社が見習い訓練の職場を提供している。見習い訓練終了認定の取得は、見習い訓練を実施した企業への就職に紐づけられてはいない。これは、見習い訓練制度の成果や恩恵があらゆる産業のすべての職場に関わっているという考え方からである。

2012 年秋現在、見習い訓練は 204 職種、これとは別に農林業分野で 14 職種において提供されている。期間は 2 年から半年きざみで 4 年まで設けられているが、最も多いのは 3 年である。

見習い訓練制度は修了試験に合格して修了し、この試験は ISCED レベル 3B に対応する実務部分と理論部分で構成される。

2012 年現在、見習い訓練生の数は 125,000 人で、うち約 10,000 人は、さまざまな助成金が受けられる「企業間相互見習い訓練制度」（後述）によって訓練を受けている。通常、生徒は自分で見習い訓練先を探すか、AMS（Arbeitsmarktservices；労働市場サービス、PES ともいい、公共職業安定所に相当）の支援を受けて直接企業に応募する。

企業が見習い訓練制度の就職先を提供する理由はさまざまである。デュアルシステムは長い伝統を誇る、長年存続してきたシステムである。従って、取得した学位は経済活動全体で認められており、賃金水準に反映される。

見習い訓練生に払われる給与は見習い訓練制度報酬（Lehrlingsentschädigung）とも呼ばれるが、見習い訓練生の身分が生徒であって専従労働者ではないため、熟練工の平均給与額と比較するとかなり低い。この給与額については、労使パートナーが交渉を行う。見習い訓練制度の給与額は 1 年目で熟練工の 10%~20%程度、3 年目で約 20~50%程度に相当する。見習い生の労働協約の例でいえば、金属加工業の見習い生の場合は 1 年目 550 ユーロ、2 年目 740 ユーロ、3 年目 1,010 ユーロ、4 年目 1,360 ユーロであるが、訓練中の販売員の場合は 1 年目 490 ユーロ、2 年目 620 ユーロ、3 年目 880 ユーロ、4 年目 910 ユーロである。

さらに、見習い生を雇用する企業の助成金も多岐にわたる。

事業主は毎年基本給付金を受け取る。この基本給付金に加えて、教育の品質に関連する各種助成金が支給される。助成金には、各修了試験で優秀/良好な成績と収めた場合の給付金、トレーナーによる社会教育の支援、学習障害を持つ見習い訓練生への措置、あるいは中小・零細企業が包括的な教育を提供できるようにする企業間共同の訓練ネットワークの促進（見習い先企業で訓練に用いる機械がない場合に別の企業が協力するなど）に対する各種助成金がある。これらの助成金のほかに、公的な雇用安定事業では、男性優位の職業で見習い訓練制度を始める若い女性や社会的弱者の待遇で差別をなくすことを目的とした



助成制度もある。

デュアルシステムのイメージを高めるため、商工会議所や企業などの主催によるイベントやキャンペーンがあり、見習い訓練生のコンペティション（最も優秀な成績を収めた見習い訓練生に賞を授与する）、見習い訓練制度を提供している最優良企業のコンペティション、あるいは公的に奨励されているキャッチフレーズ「見習い訓練生としてのキャリア作り（Karriere mit Lehre）」によるコンペティションなどがある。

これらすべてのイニシアチブと、オーストリアでの見習い訓練制度を促進して、自らの意志で訓練場所を提供する企業を支援する政策を考慮しても、オーストリアが今後何年にもわたって見習い訓練制度の場が不足するという状況は避けられない。従って、政府は上述の助成金のほかに、企業間相互見習い訓練制度でこの不足を償っている。また、見習い訓練制度の場所の供給は全体的な経済的環境の変化に敏感である。

見習い訓練制度の職種は、さまざまな産業部門内に 200 以上ある。全企業のうち、約 14% が見習い訓練制度のポジションを提供する。見習い訓練制度のポジションを提供している企業の割合が最も高いのは建設・鉱業の産業部門（33%）で、次いで製造業（29%）、卸売・小売業（18%）となっている。全雇用労働者に見習い生が占める割合は 7.7% である。

各年齢コーホートの約 40% が見習い訓練制度に参加する。デュアルシステムでは、女性が占める割合は実際よりも小さく、見習い生の 34% に過ぎない。女性の見習い生は比較的少数の職業に集中しており、女性見習い生の半分が女性に人気の三大職種のいずれに参加している（全女性見習い生のうち 25% が小売業の販売員、12% が秘書、10% が美容師）。男性の見習い生が最も多い職種は金属職人（男性の見習い生の 14%）、電気技師（11%）、自動車メカトロニクス技術者（10%）、機械設備等の据付/設置業者（6%）、小売店販売員（6%）である。

同様に、移民の経歴を持つ者の割合も実際より少ない。全見習い生のうちオーストリア国籍を持たない者は 7% で、初等教育では 11% である。また、日常会話にドイツ語を使用しない者は 9.4% で、初等教育では 24% である。その理由は見習い訓練制度に関する情報が不足しているだけでなく、支援および選抜の仕組みが欠落しているからである。

見習い訓練制度を修了した者の約 4 分の 3（76%）が修了 18 ヶ月後に就職し、10% が AMS（労働市場サービス）の求職リストに登録され、9% が無職で、5% が進学している。また、44% が 3 ヶ月以内に、14% が第 2 四半期に、28% が 1 年以内にそれぞれ最初の職に就いている。デュアルシステムで教育を受けた者の失業率は、義務教育のみを受けた者よりかなり低い。

見習い訓練制度修了後の給与に関して、男女格差が存在する。この格差は選択する職業が男女間で異なることに大きく関連しているが、職種内にも性別による賃金格差がある。1,800 ユーロ以上の給与を受け取ったのは、男性が 38% であるのに対し、女性はわずか 9% であった。

見習い訓練制度修了後 2 年以内に、見習い訓練制度に参加した企業残ったのはわずか 35% である。また、元見習い生の 64% が見習い訓練制度を修了した分野に留まる。

### (3) 特別な職業訓練

統合職業教育訓練（IBA：Integrative Berufsausbildung）は、特別な就職上のハンディキャップを持つ社会的弱者のグループを対象としている。この制度では、標準的な見習い訓練制度を修了できなくても、研修期間（見習い訓練制度）を延長するか、技能を部分的に取得できるようにすることで、社会的弱者が労働市場に参加することを可能にする。テーラーメイドの訓練スケジュールと内容こそが参加者の特殊なニーズを満たす。従来の準備見習い訓練制度（Vorlehre）に取って代わるのが、統合職業教育訓練である。2012 年末時点で全 125,000 人の見習い生のうち、約 6,000 人が統合職業教育訓練に参加していた。これらの 5,741 人の見習い生のうち、4,237 人が訓練期間延長型の見習い訓練制度に参加し、1,504 人が部分的な技能を習得するための見習い訓練制度に参加した。また、3,521 人が企業で訓練を受け、2,220 人が企業間相互見習い訓練機関で訓練を受けた。

企業間相互見習い訓練制度（ÜBA：Überbetriebliche Lehrausbildungen）<sup>10</sup>には、本来二つの側面がある。一つは、BAG（見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法）第 30 条に規定された、見習い訓練生の訓練について、これを受入れ企業の職場だけで行うのではなく、業界の同業者や異業種の企業とが連携して職業訓練の受け皿を構築してそこでも行うことで、見習い訓練の質を高めつつ受入企業だけでは提供できないスキル伝達を補助する効果を狙うものである。もう一つは、BAG 第 30b 条に規定された、自力で見習い訓練先を見つけられなかった生徒や障害のある生徒が職業安定機関である AMS（労働市場サービス）を通じて、第 30 条の企業間相互見習い訓練の受け皿機関で、通常の見習い訓練と同等の見習い訓練を行うことが保障される制度である。

しかし ÜBA が第 30 条の目的で使われることはほとんどなく、専ら第 30b 条の目的で使われている。2012 年度の利用者数は、第 30 条が 0 人で、第 30b 条が 10,053 人であった<sup>11</sup>。

ÜBA による教育は、施設内訓練の提供者や教育用作業場または企業で実施される。AMS は訓練生が受け入れ先の訓練機関で訓練を修了するまで、また最終的に企業ベースの見習い訓練制度での訓練を受けられるようになるまで支援を続ける。訓練を修了して受験する修了試験は通常の企業ベースの見習い訓練制度で実施する試験と同等である。ÜBA を修了した者の 59%は 6 ヶ月以内に企業ベースの見習い訓練制度に参加し、16%が就職、16%が失業、10% が労働人口に含まれないというデータがある。なお、ÜBA をドロップアウトした者は労働市況で好ましい評価を得ていない。

<sup>10</sup> AMS, Überbetriebliche Lehrausbildungen  
<http://www.ams.at/service-arbeitsuchende/finanzielles/foerderungen/ueberbetriebliche-lehrausbildung>

<sup>11</sup> ibw (2013) 'Lehrlingsausbildung im Überblick 2013', p.63 Grafik 12-1

(4) トレーニー制度<sup>12</sup>

トレーニー制度は、若者に見習い訓練の場を提供する企業の数が増加したことで見習いの場を見つけることが困難な若者のために、連邦政府が州政府と同様に 18 歳未満の若年者への職業教育訓練機会を保障し、訓練プログラムを提供するものである。

図表-4-3 オーストリアにおけるトレーニー制度のうち主要なもの

種類/プログラム	概要
プロ指向目的 (Schnupperlehre) の短期トレーニー制度	若年者が自分の見習い分野を決めるまでの間、企業に数日間 (最長 1 週間) 滞在する。通常、これらのトレーニー制度は自発的なものであり、義務教育および中等教育レベルの 14~18 歳の生徒を対象とする
職業教育訓練学校および技術専門学校の義務的な役割としてのトレーニー制度	トレーニー制度は、ビジネスを除くすべての分野の職業教育訓練学校および技術専門学校のカリキュラムに組み込まれている。規定時間量は分野によって異なるが、一般に学年間に設けられている休暇数ヶ月を含む。
大学および専門技術大学 (応用科学大学) での学習プログラムの役割としての必須トレーニー制度 (Fachhochschulen)	オーストリア専門技術大学の全学習プログラムに、必須のトレーニー制度が含まれる。 一般に、総合大学では、状況はより複雑である。これは、一部のプログラムだけが実務経験を規定していたり、実施している大学と実施していない大学があったり、クレジットポイント <sup>13</sup> を規定せずにクレジットポイントをトレーニー制度に与えたり、トレーニー制度をまったく含まなかったりするからである。規定の実務経験の長さは、学習プログラムによって大きく異なる。
学習期間中の自発的トレーニー制度	学習プログラムで実務経験を規定していない大学の学生は、卒業後に労働市場でのチャンスを増やすために、魅力的な就業分野での自発的なトレーニー制度を始める。自発的なトレーニー制度と他の研修生雇用タイプとの境目は、潜在的に流動的である。
卒業後の自発的なトレーニー制度	総合大学または専門技術大学の卒業生は、最終的により安定した種類の雇用を見つける可能性を高めるため、あるいは、卒業直後に正規の就職先が決まらないという理由で、自発的にトレーニー制度に参加する。
国立雇用センターの資金で運営される作業訓練 (Arbeitstraining)	作業訓練は必ずしも教育プログラム中あるいはその後に行うわけではなく、一般に、組織での実務経験をj得る機会を参加者に提供することを目指している。期間は 1~12 週間で、参加者には雇用センターから日当が支払われる。
司法修習期間 (Gerichtsjahr)	Gerichtsjahr は弁護士や判事を目指す法律学校卒業生の必須トレーニー制度である。これは法廷で行なわれ、判事を補佐する業務で構成される。この種のトレーニー制度は連邦法または州法 (12ヶ月の期間、給与など) によって細かく規制されている。
教育トレーニー制度 (Unterrichtspraktikum)	教育トレーニー制度は中等学校の教師を目指す大学卒業生に必須のいわゆる教育実習であり、当該学校での監督付き教育指導で構成され、期間は 1 年間である。
研修生プログラム	いわゆる「研修生プログラム」は、専門職および幹部職を目指す大卒者向けのトレーニー制度の一種である。この種のトレーニー制度の給与額は安い、それ以外は正規労働に非常によく似ている。 見習い生は使用者と 1~2 年間の限定契約を結ぶ。この期間中、見習い生は企業のさまざまな部門で勤務する。
国家間トレーニー制度 (Leonardo da Vinci Program, Carlo-Schmid-Programm)	国家間トレーニー制度 (Transnational Traineeships) は多くの場合、他の形態のトレーニー制度とまったく同じである (例えば、学習プログラムで規定されたトレーニー制度を国外で修了することができる)。しかし、国家間トレーニー制度に特化したプログラムもある。例えば、EU の資金で運営されている Erasmus (エラスムス) プログラムや Leonardo da Vinci (レオナルド・ダ・ヴィンチ) プログラムがある。

<sup>12</sup> IES: Institute for Employment Studies (2013) Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, 137 pages, pp.28-31 (Summary Country Fiche: Austria), p.142

<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11348&langId=en>

<sup>13</sup> クレジットポイント (credit points) とは学科単位の履修を満了するための点数のこと。

## 第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

トレーニー制度には上記のほか、企業で見習い場所を見つけることができない若年者を対象に、Lehrwerkstätten と呼ばれる専門の訓練センターでの見習いを修了する機会を提供したり、義務教育修了後 3 ヶ月以内に教育コース（短期間）または訓練実習のための職場を提供するものもある。

トレーニー制度は、本質的に組織独自の財源で運営されている。ある調査では、必須見習い生トレーニー制度の 64%、自発見習い生トレーニー制度の 32%において賃金が支払われていなかった。別の調査では、大学生向けトレーニー制度の 23%、義務教育トレーニー制度の 14%で賃金が支払われていなかった。社会福祉産業部門のような大きい産業部門のトレーニー制度では賃金の未払いがほぼ常態化している。

トレーニー制度は、たとえ正規労働契約としてのトレーニー制度であっても最低賃金の定めがない。しかし、一部産業セクターの労働協約には、トレーニー給与の最低限度額を定めるものがある。この場合、トレーニーの最低賃金は該当産業部セクターの見習い訓練生の給与に基づいて決められていることが多い。

給与水準は産業部門によって大きく変わるが、技術およびビジネス産業部門のトレーニー制度が最も高く、最も低いものは、社会福祉、建築、創造産業、マスコミ、NGO などの産業部門である。

またトレーニーには給与を受け取る法的権利がないが、トレーニー先企業から任意給付金（ポケットマネーと呼ばれる）を受け取る場合がある。

5. 財政

見習い訓練のコストは企業が負担し、学校での座学のコストは公的な財政支援を受ける。トータルで見れば、見習い訓練制度にかかるコストの多くは企業が負担している。

連邦政府は、企業が見習い訓練生をより積極的に受け入れるように、州と共同で企業の税額控除や健康保険の企業負担額の減免等の措置を講じている<sup>14</sup>。

図表-4-4 連邦政府による職業教育訓練に対する財政支援額（2011年）

制度	施策プログラム名	財政支援額
見習い訓練	デュアルシステムによる企業と技術専門学校での訓練	579.0 百万ユーロ
	企業間相互見習い訓練制度（ÜBA）	149.3 百万ユーロ
トレーニー制度	職業教育高等学校（BHS）	2,099.0 百万ユーロ
	職業教育基礎学校（BMS）	
合計		2,827.3 百万ユーロ

（EC（2013a）p.2より整理）<sup>15</sup>

<sup>14</sup> BMWFJ（2012）‘Apprenticeship - Dual Vocational Education and Training in Austria’, pp.18-19

<sup>15</sup> EC（2013a）‘Technical Annexes, Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors’, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, December 2013  
<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11349&langId=en>

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

6. 実績

図表-4-5 第10学年生徒の進学先割合の推移

教育課程	1998/ 1999	1999/ 2000	2000/ 2001	2001/ 2002	2002/ 2003	2005/ 2006	2006/ 2007	2007/ 2008	2008/ 2009	2009/ 2010	2010/ 2011	2011/ 2012
技術専門学校	41.2%	41.0%	41.1%	40.4%	39.6%	38.3%	39.9%	40.5%	40.9%	39.1%	39.3%	38.8%
工業技術	3.4%	3.4%	3.2%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.8%	2.8%	3.0%	2.9%	2.8%
商業	4.3%	4.0%	3.9%	4.2%	4.3%	3.7%	3.5%	3.2%	3.1%	3.3%	3.3%	3.1%
経済	3.2%	2.8%	2.6%	2.5%	2.6%	2.6%	2.4%	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%	2.1%
社会	1.0%	1.2%	1.2%	1.5%	1.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%
農林業	2.7%	2.7%	2.8%	2.8%	3.0%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.3%	3.4%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	1.3%	1.5%	1.6%	1.6%	1.4%	1.4%
職業教育基礎学校 (BMS)	14.6%	14.1%	13.7%	14.2%	14.5%	14.5%	13.7%	13.3%	13.4%	14.0%	13.5%	13.3%
工業技術	9.7%	10.2%	10.4%	10.4%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%	10.4%	10.7%	10.8%	10.6%
商業	8.3%	8.6%	8.6%	9.2%	9.3%	8.4%	7.9%	7.8%	7.5%	7.6%	7.4%	7.3%
経済	4.4%	4.8%	4.7%	4.8%	5.0%	5.4%	5.3%	5.2%	5.3%	5.2%	5.3%	5.2%
農林業	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%
教員等養成	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.5%	1.5%	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%
職業教育高等学校 (BHS)	24.7%	26.0%	26.0%	26.6%	26.9%	26.4%	25.5%	25.2%	25.3%	25.9%	25.8%	25.7%
一般教育高等学校 (AHS)	19.5%	19.0%	19.2%	18.8%	18.9%	20.8%	20.9%	20.9%	20.4%	21.1%	21.3%	22.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総数(人)	103,974	101,184	101,153	10,119	101,349	104,605	109,555	110,279	109,978	107,250	106,203	104,963

(ibw (2013), p.137, Tabelle 25)

図表-4-6 産業別 見習い訓練生数の推移

年	職人仕事	工業	卸・ 小売	銀行・ 保険	運輸・ 交通	観光・ レジャー	情報・ コンサル	組合非加 盟職種	法 29,30 条訓練生	法 30b,8b 条訓練生	合計
1990	76,120	21,815	26,352	687	2,689	13,941	-	3,912	-	-	145,516
1991	74,499	21,327	25,080	759	2,711	12,767	-	3,956	-	-	141,099
1992	73,297	20,097	23,402	781	2,698	11,801	-	3,951	-	-	136,027
1993	72,449	18,076	22,251	728	2,565	11,562	-	3,728	-	-	131,359
1994	71,332	16,278	21,586	708	2,348	11,475	-	4,027	-	-	127,754
1995	69,805	14,850	20,212	708	2,126	11,363	-	4,313	-	-	123,377
1996	68,942	13,837	19,006	699	1,770	11,589	-	4,089	-	-	119,932
1997	69,307	13,973	18,684	682	1,832	12,145	-	5,006	-	-	121,629
1998	69,092	14,442	18,925	786	2,065	13,031	-	5,255	1,903	-	125,499
1999	68,493	14,275	19,119	875	2,259	13,515	-	6,316	2,499	-	127,351
2000	67,309	14,557	19,517	900	2,269	13,233	-	6,230	2,585	-	126,600
2001	65,734	14,905	19,566	897	2,318	12,974	-	5,773	1,595	-	123,762
2002	60,902	15,058	18,884	906	2,169	12,918	2,819	5,644	1,186	-	120,486
2003	59,028	15,338	18,310	870	2,093	13,330	2,725	5,721	1,625	-	119,040
2004	58,494	15,481	18,126	902	2,044	13,748	2,588	6,048	1,640	-	119,071
2005	59,268	15,355	18,490	942	2,042	14,441	2,545	7,369	1,926	-	122,378
2006	60,372	15,364	19,005	1,047	2,072	14,756	2,754	7,677	2,914	-	125,961
2007	61,503	16,098	19,867	1,115	2,283	14,818	2,984	8,163	2,992	-	129,823
2008	61,859	17,141	19,913	1,144	2,488	14,495	3,161	8,032	3,647	-	131,880
2009	59,788	16,654	19,034	1,198	2,590	13,546	2,973	8,473	3,595	3,825	131,676
2010	57,328	16,352	18,688	1,250	2,724	12,552	2,868	8,675	3,699	5,763	129,899
2011	56,077	16,273	18,914	1,307	2,791	11,840	2,809	8,579	9,488	-	128,078
2012	54,392	16,056	18,804	1,333	2,801	11,304	2,745	8,272	9,521	-	125,228
02-12 対比	-11%	7%	0%	47%	29%	-13%	-3%	47%	703%		4%

(ibw (2013), p.110, Tabelle 4) <sup>16</sup>

<sup>16</sup> ibw (2013) Lehrlingsausbildung im Überblick 2013, p.110 Tabelle 4: Entwicklung der Lehrlingszahl nach Sparten

## 第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

- ・組合非加盟職種とは、いずれの商工業組合にも属さない弁護士、設計デザイナーなどを指す。
- ・法 29 条訓練生とは、BAG（見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法）第 29 条に規定された、少年向け刑務施設または障害者施設に収容されている見習い訓練生を指す。法 30 条, 30b 条, 8b 条訓練生とは、自力で見習い訓練先を見つけられなかった生徒や障害のある生徒が職業安定機関である AMS（労働市場サービス）に依頼して訓練先企業を手配してもらう制度の訓練生を指す。当制度は企業間相互見習い訓練制度（Überbetriebliche Lehrausbildung）と呼ばれ、費用の大半は AMS が福祉財源から負担し、一部を生徒が負担する。2011 年より、法 29 条,30 条,30b 条,8b 条の訓練生数は合算して報告することに変更されている。

図表-4-7 産業別 見習い訓練生数、構成比、受入企業数（2012 年）

産業	見習い訓練生数 (人)	同率	受入企業数 (社)
職人仕事	54,392	43.4%	19,533
工業	160,56	12.8%	1,399
卸小売	18,804	15.0%	5,343
銀行・保険	1,333	1.1%	278
運輸・交通	2,801	2.2%	453
観光・レジャー	11,304	9.0%	3,949
情報・コンサル	2,745	2.2%	1,541
組合非加盟職種	8,272	6.6%	2,641
上記計	115,707	92.4%	35,137
企業間相互見習い訓練	9,521	7.6%	119
合計	125,228	100.0%	35,256

(EC (2013b) ,p.3)

図表-4-8 産業別 見習い訓練生 1 年目人数の推移<sup>17</sup>

年	職人仕事	工業	卸・ 小売	銀行・ 保険	運輸・ 交通	観光・ レジャー	情報・ コンサル	組合非加 盟職種	法 29,30 条訓練生	法 30b,8b 条訓練生	合計
1990	23,656	6,428	8,462	269	816	4,023	-	1,191	-	-	44,845
1991	22,671	5,829	8,071	266	780	3,749	-	1,192	-	-	42,558
1992	22,493	5,098	7,442	218	781	3,461	-	1,132	-	-	40,625
1993	22,510	4,213	7,458	215	712	3,841	-	1,135	-	-	40,084
1994	22,186	4,232	7,325	254	603	3,760	-	1,340	-	-	39,700
1995	21,259	4,086	6,306	229	530	3,564	-	1,369	-	-	37,343
1996	21,233	3,817	6,221	209	483	3,940	-	1,176	-	-	37,079
1997	22,078	4,162	6,664	236	531	4,280	-	2,224	-	-	40,175
1998	20,702	4,325	6,378	309	477	4,294	-	1,997	570	-	39,052
1999	20,223	3,932	6,290	298	656	4,275	-	1,940	813	-	38,427
2000	20,417	4,201	6,722	297	645	4,141	-	1,625	470	-	38,518
2001	19,538	4,421	6,598	289	622	4,088	-	1,532	283	-	37,371
2002	17,435	4,250	6,256	292	535	4,479	782	1,740	359	-	36,128
2003	17,228	4,052	5,938	259	629	4,696	613	1,769	270	-	35,454
2004	17,642	4,050	5,977	306	505	4,594	632	1,840	392	-	35,938
2005	17,985	4,091	6,368	306	560	4,964	747	2,567	964	-	38,552
2006	18,349	4,183	6,465	314	597	5,059	835	2,454	1,143	-	39,399
2007	19,030	4,752	6,949	335	720	4,851	929	2,547	1,063	-	41,176
2008	18,359	5,059	6,653	312	790	4,654	868	2,450	1,120	-	40,265
2009	16,453	3,761	5,958	356	735	4,262	741	2,665	1,459	3,215	39,605
2010	16,279	4,036	6,262	361	775	4,078	773	2,538	1,461	3,198	39,761
2011	16,459	4,470	6,488	354	804	3,848	790	2,425	3,829	-	39,467
2012	15,705	4,411	6,118	364	768	3,693	693	2,310	4,149	-	38,211
02-12 対比	-10%	4%	-2%	25%	44%	-18%	-11%	33%	1,056%	-	6%

(ibw (2013) , p.108, Tabelle 2)

<http://www.ibw.at/de/ibw-studien/1-studien/fb176/P602-lehrlingsausbildung-im-ueberblick-2013-2013>

<sup>17</sup> ibw (2013) Lehrlingsausbildung im Überblick 2013, p.110 Tabelle 4: Entwicklung der Lehrlingszahl nach Sparten

<http://www.ibw.at/de/ibw-studien/1-studien/fb176/P602-lehrlingsausbildung-im-ueberblick-2013-2013>

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-9 産業別/従業員規模別 従業員に占める見習い訓練生の人数・割合 (2012年)

産業	従業員規模	見習い訓練生数	従業員数	従業員に占める見習い訓練生の割合
職人仕事	合計	46,327	591,048	7.8%
	10人未満	14,289	126,615	11.3%
	50人未満	19,652	192,401	10.2%
	250人未満	8,418	142,050	5.9%
	250人以上	3,968	129,982	3.1%
工業	合計	16,001	424,585	3.8%
	10人未満	65	4,381	1.5%
	50人未満	568	23,058	2.5%
	250人未満	3,489	103,663	3.4%
	250人以上	11,879	293,483	4.0%
卸・小売	合計	25,845	481,336	5.4%
	10人未満	2,983	80,136	3.7%
	50人未満	5,696	105,605	5.4%
	250人未満	4,300	88,505	4.9%
	250人以上	12,866	207,090	6.2%
銀行・保険	合計	1,409	106,335	1.3%
	10人未満	11	897	1.2%
	50人未満	99	10,787	0.9%
	250人未満	195	21,281	0.9%
	250人以上	1,104	73,370	1.5%
交通・運輸	合計	3,808	196,287	1.9%
	10人未満	148	23,032	0.6%
	50人未満	343	38,660	0.9%
	250人未満	477	33,177	1.4%
	250人以上	2,840	101,418	2.8%
観光・レジャー	合計	10,958	290,751	3.8%
	10人未満	2,296	76,049	3.0%
	50人未満	4,613	94,537	4.9%
	250人未満	3,100	68,221	4.5%
	250人以上	949	51,944	1.8%
情報・コンサル	合計	4,202	181,918	2.3%
	10人未満	978	40,358	2.4%
	50人未満	821	48,290	1.7%
	250人未満	584	43,908	1.3%
	250人以上	1,819	49,362	3.7%
産業計	合計	108,550	2,272,260	4.8%
	10人未満	20,770	351,468	5.9%
	50人未満	31,792	513,338	6.2%
	250人未満	20,563	500,805	4.1%
	250人以上	35,425	906,649	3.9%

(ibw (2013), p.115, Tabelle 8a)

図表-4-10 産業別 従業員に占める見習い訓練生の割合の推移

産業	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
職人仕事	9.7%	9.6%	9.4%	9.2%	9.3%	9.2%	8.5%	8.0%	7.8%
工業	3.4%	3.5%	3.5%	3.6%	3.9%	4.0%	3.9%	3.8%	3.8%
卸・小売	5.5%	5.6%	5.7%	5.7%	5.7%	5.6%	5.5%	5.4%	5.4%
銀行・保険	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%
運輸・交通	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.2%	1.2%	1.9%
観光・レジャー	5.8%	5.9%	5.8%	5.8%	5.3%	4.9%	4.4%	4.0%	3.8%
情報・コンサル	1.9%	2.0%	2.2%	2.7%	2.9%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%
産業計	5.2%	5.3%	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	5.1%	4.9%	4.8%

(ibw (2013), p.116, Tabelle 8b)



## 第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-11 見習い訓練生1年目の年齢別/産業別人数(2012年)(単位:人)

年齢	職人仕事	工業	卸・小売	銀行・保険	運輸・交通	観光・レジャー	情報・コンサル	組合非加盟職種	法29,30条訓練生	合計
15歳	6,024	1,798	1,740	68	222	1,067	125	709	653	12,406
16歳	5,535	1,579	2,092	112	233	1	153	673	1,345	12,852
17歳	2,065	491	1,162	74	123	627	136	419	1,065	6,162
18歳	989	239	548	57	78	341	106	250	607	3,215
19歳	451	116	266	23	46	223	63	104	250	1,542
20歳	240	79	140	15	37	113	47	65	117	853
21歳以上	401	109	170	15	29	192	63	90	112	1,181
合計	15,705	4,411	6,118	364	768	3,693	693	2,310	4,149	38,211
15-16歳の割合	73.6%	76.6%	62.6%	49.5%	59.2%	59.5%	40.1%	59.8%	48.2%	66.1%

(ibw (2013), p.119, Tabelle 11)

図表-4-12 女子生徒に人気の見習い訓練職種 ベスト10位

順位	職種	人数	割合
1位	小売全般	11,010人	25.2%
2位	事務補助	5,346人	12.2%
3位	ヘアスタイリスト	4,610人	10.5%
4位	レストラン業	1,755人	4.0%
5位	調理師	1,650人	3.8%
6位	料理スペシャリスト(レストラン業・調理師含む)	1,316人	3.0%
7位	ホテルまたはレストラン取引補助	1,166人	2.7%
8位	調剤補助	1,159人	2.6%
9位	管理補助	1,131人	2.6%
10位	金属加工技術	776人	1.8%
10位まで計		29,919人	68.4%
合計		43,765人	100.0%

(BMWfJ (2012) p.38)

図表-4-13 男子生徒に人気の見習い訓練職種 ベスト10位

順位	職種	人数	割合
1位	金属加工技術	11,923人	14.2%
2位	電気技術	8,921人	10.6%
3位	自動車技術	7,878人	9.3%
4位	建築技術	5,029人	6.0%
5位	小売全般	4,853人	5.8%
6位	建具職	3,769人	4.5%
7位	調理師	3,287人	3.9%
8位	レンガ・ブロック工事職	3,100人	3.7%
9位	塗装工事職	2,100人	2.5%
10位	大工	1,685人	2.0%
10位まで計		52,545人	62.3%
合計		84,313人	100.0%

(BMWfJ (2012) p.39)

図表-4-14 就業率の推移 最終学歴別(国勢調査データ、単位:%)

最終学歴	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
大学	88.7	89.3	87.8	87.8	87.8	83.4	84.9	86.2	86.9	86.3	86.5	85.6	86.3	87.0
AHS 一般教育高等学校	57.9	57.9	57.6	58.1	58.1	61.0	59.8	62.8	63.7	64.1	66.8	63.7	64.7	62.6
BHS 職業教育高等学校	77.7	78.1	78.2	78.1	78.1	76.7	78.0	78.4	80.5	81.6	80.5	80.1	80.7	80.8
BMS 職業教育基礎学校	74.7	74.5	74.1	75.0	75.2	72.8	73.9	75.0	75.9	77.5	77.5	78.2	78.1	77.5
見習い訓練	77.4	76.7	76.4	76.7	76.7	75.2	75.7	76.7	77.7	78.6	77.5	78.1	78.1	78.3
義務教育	48.9	48.7	48.3	48.8	48.5	46.0	47.2	48.6	51.1	50.1	48.2	48.3	48.9	48.2
【参考】15~64歳労働力人口平均	68.4	68.3	68.2	68.8	68.9	67.8	68.6	70.2	71.4	72.1	71.6	71.7	72.1	72.2

(ibw (2013), p.150, Tabelle 36)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-15 失業率の推移 最終学歴別 (国勢調査データ、単位：%)

最終学歴	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
大学	1.8	1.6	-1.5	2.1	2.1	3.0	3.1	2.7	2.8	2.0	2.5	2.6	2.7	2.4
AHS 一般教育高等学校	3.1	3.0	3.1	3.0	4.3	5.6	6.2	5.2	5.0	3.9	4.7	5.2	5.2	5.5
BHS 職業教育高等学校	2.3	1.9	2.1	2.7	2.8	3.7	3.6	3.3	3.1	2.8	3.6	4.0	3.1	3.8
BMS 職業教育基礎学校	2.6	2.3	2.8	2.9	2.9	3.7	3.7	3.3	3.5	2.6	3.5	3.4	2.6	3.3
見習い訓練	3.7	3.3	3.4	3.9	3.8	4.2	4.3	4.1	3.4	3.2	4.1	3.6	3.5	3.6
義務教育	5.9	6.2	6.3	6.9	8.2	9.5	10.2	9.6	8.8	8.2	10.2	8.8	8.7	9.2
【参考】15~64歳労働力人口平均	3.7	3.5	3.6	4.0	4.3	4.9	5.2	4.7	4.4	3.8	4.8	4.4	4.1	4.4

(ibw (2013), p.151, Tabelle 37)

図表-4-16 教育課程修了者別の失業リスクの推計 (2012年)

修了した教育課程	失業リスク
義務教育 (中卒)	19.4%
見習い訓練修了 (ISCED 3B)	6.0%
職業教育基礎学校 (BMS) 修了 (ISCED 3B)	3.2%
一般教育高等学校 (AHS) 上級段階修了 (ISCED 3A)	3.8%
職業教育高等学校 (BHS) 修了 (ISCED 4A)	3.6%
大学、専門大学など (ISCED 5A)	2.4%

(EC (2013c), p.3.)

図表-4-17 教育課程修了後 18 か月経過した時点における進路状況 (2010年度)

進路状況	修了した教育課程 (人)										
	中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練修 了者	BMS 職業教育 基礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育高 等学校	大学入学 資格試験	大学	大学の職 業訓練コ ース	
男性	卒業者数	44,197	11,055	26,832	5,814	4,082	7,653	10,490	2,040	18,393	44,197
	就学	41,261	10,288	1,398	2,323	173	6,247	4,908	362	8,308	41,261
	就職	223	73	20,321	2,375	3,663	449	4,583	1,495	7,966	223
	求職登録	903	245	2,654	326	125	60	287	38	318	903
	その他	1,810	449	2,459	790	121	897	712	145	1,801	1,810
女性	卒業者数	42,560	6,809	16,779	7,946	4,487	10,871	13,736	2,650	21,689	42,560
	就学	39,852	5,985	832	3,910	234	9,619	6,896	489	8,570	39,852
	就職	392	208	12,546	2,869	3,848	443	5,761	1,770	9,868	392
	求職登録	740	188	1,658	404	56	51	286	63	442	740
	その他	1,576	428	1,743	763	349	758	793	328	2,809	1,576
合計	卒業者数	86,757	17,864	43,611	13,760	8,569	18,524	24,226	4,690	40,082	86,757
	就学	81,113	16,273	2,230	6,233	407	15,866	11,804	851	16,878	81,113
	就職	615	281	32,867	5,244	7,511	892	10,344	3,265	17,834	615
	求職登録	1,643	433	4,312	730	181	111	573	101	760	1,643
	その他	3,386	877	4,202	1,553	470	1,655	1,505	473	4,610	3,386

進路状況	修了した教育課程 (%)										
	中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練修 了者	BMS 職業教育 基礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育高 等学校	大学入学 資格試験	大学	大学の職 業訓練コ ース	
男性	就学	93.4	93.1	5.2	40.0	4.2	81.6	46.8	17.7	45.2	93.4
	就職	0.5	0.7	75.7	40.8	89.7	5.9	43.7	73.3	43.3	0.5
	求職登録	2.0	2.2	9.9	5.6	3.1	0.8	2.7	1.9	1.7	2.0
	その他	4.1	4.1	9.2	13.6	3.0	11.7	6.8	7.1	9.8	4.1
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
女性	就学	93.6	87.9	5.0	49.2	5.2	88.5	50.2	18.5	39.5	93.6
	就職	0.9	3.1	74.8	36.1	85.8	4.1	41.9	66.8	45.5	0.9
	求職登録	1.7	2.8	9.9	5.1	1.2	0.5	2.1	2.4	2.0	1.7
	その他	3.7	6.3	10.4	9.6	7.8	7.0	5.8	12.4	13.0	3.7
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	就学	93.5	91.1	5.1	45.3	4.7	85.7	48.7	18.1	42.1	93.5
	就職	0.7	1.6	75.4	38.1	87.7	4.8	42.7	69.6	44.5	0.7
	求職登録	1.9	2.4	9.9	5.3	2.1	0.6	2.4	2.2	1.9	1.9
	その他	3.9	4.9	9.6	11.3	5.5	8.9	6.2	10.1	11.5	3.9
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(Arbeitsmarktstatus 18 Monate nach Bildungsabschluss im Schuljahr 2010/11) <sup>18</sup>

<sup>18</sup> オーストリア統計局 教育と雇用・キャリアの連結に関するモニタリング統計資料

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-18 就職後 18 か月時点の月給中央値 修了した教育課程別 (2010 年度)

(単位：ユーロ)

修了した教育課程	平均	男性	女性
中学 (一般教育高等学校下級段階または新制中等学校) Pflichtschule	700	900	600
技術専門学校 (1 年目) Polytechnische Schule	600	1,100	600
見習い訓練 Lehre	1,900	2,100	1,600
BMS 職業教育基礎学校	1,700	1,900	1,500
工業技術教育基礎学校 Gew. und techn. Fachschulen	1,800	1,900	1,500
商業教育基礎学校 Kaufmännische mittlere Schulen	1,500	1,500	1,400
経済教育基礎学校 Wirtschaftsberuf. mittlere Schulen	1,400	1,300	1,400
社会教育基礎学校 Sozialberufliche mittlere Schulen	1,900	2,100	1,800
農林業教育基礎学校 Land- und forstw. mittlere Schulen	1,700	2,100	1,400
中等教育後・高等教育前の親方資格取得者 Sonstige SEKII	2,700	2,800	2,600
AHS 学術高等学校上級段階	1,500	1,500	1,500
BHS 職業教育高等学校	1,900	2,100	1,700
工業技術教育高等学校 (準学士コース含む) Höhere techn. und gew. Lehranstalten (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	2,100	2,200	1,800
商業教育高等学校 (準学士コース含む) Kaufmännische höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,700	1,800	1,700
経済教育高等学校 (準学士コース含む) Wirtschaftsberuf. höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,600	1,700	1,600
農林業教育高等学校及び準学士コース Land- und forstw. höhere Schulen und Kollegs	1,800	1,800	1,700
教員養成高等学校 (幼稚園教諭、社会科教諭) 及び準学士コース Lehrerbildende höhere Schulen (Kindergartenpädagogik, Sozialpädagogik) und Kollegs	1,900	2,000	1,900
大学専門科 Hochschullehrgang	3,400	4,500	2,800
大学 Hochschule	2,700	3,200	2,400
専門技術大学 学士コース Bachelorstudium FH	2,500	2,900	2,300
総合大学 学士コース Bachelorstudium UNI	2,200	2,500	2,000
教員養成大学 学士コース Bachelorstudium PH	2,300	3,300	2,300
専門技術大学 修士コース Master-/Diplomstudium FH	3,000	3,300	2,700
総合大学 修士コース Master-/Diplomstudium UNI	2,700	3,100	2,400
博士コース Doktorat	3,400	3,600	3,200

(オーストリア統計局 Median-Einkommen der Erwerbstätigkeit 18 Monate nach Bildungsabschluss im Schuljahr 2010/11 nach Geschlecht)

Bildungsbezogenes Erwerbskarrierenmonitoring

[http://www.statistik.at/web\\_de/statistiken/bildung\\_und\\_kultur/bildungsbezogenes\\_erwerbskarrierenmonitoring\\_biber/index.html](http://www.statistik.at/web_de/statistiken/bildung_und_kultur/bildungsbezogenes_erwerbskarrierenmonitoring_biber/index.html)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-19 就職後18か月時点の月給中央値 ドロップアウトした教育課程別(2010年度)  
(単位：ユーロ)

教育課程（中途退学者）	平均	男性	女性
中学（一般教育高等学校下級段階または新制中等学校）Pflichtschule	900	1,100	800
技術専門学校（1年目）Polytechnische Schule	1,100	1,400	600
見習い訓練 Lehre	1,700	1,800	1,400
BMS 職業教育基礎学校	1,400	1,700	1,300
工業技術教育基礎学校 Gew. und techn. Fachschulen	1,500	1,800	1,200
商業教育基礎学校 Kaufmännische mittlere Schulen	1,300	1,400	1,200
経済教育基礎学校 Wirtschaftsberuf. mittlere Schulen	1,000	1,500	900
社会教育基礎学校 Sozialberufliche mittlere Schulen	1,700	1,800	1,600
農林業教育基礎学校 Land- und forstw. mittlere Schulen	1,400	2,100	1,000
中等教育後・高等教育前の親方資格取得者 Sonstige SEKII	2,300	2,500	1,900
AHS 学術高等学校上級段階	1,400	1,700	1,300
BHS 職業教育高等学校	1,700	2,100	1,500
工業技術教育高等学校（準学士コース含む） Höhere techn. und gew. Lehranstalten (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	2,100	2,200	1,500
商業教育高等学校（準学士コース含む） Kaufmännische höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,500	1,700	1,500
経済教育高等学校（準学士コース含む） Wirtschaftsberuf. höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,400	1,400	1,400
農林業教育高等学校及び準学士コース Land- und forstw. höhere Schulen und Kollegs	1,600	1,900	1,400
教員養成高等学校（幼稚園教諭、社会科教諭）及び準学士コース Lehrerbildende höhere Schulen (Kindergartenpädagogik, Sozialpädagogik) und Kollegs	1,600	1,700	1,600
大学専門科 Hochschulehrgang	3,200	4,000	2,600
大学 Hochschule	2,300	2,700	2,100
専門技術大学 学士コース Bachelorstudium FH	2,400	2,600	2,000
総合大学 学士コース Bachelorstudium UNI	2,100	2,300	1,900
教員養成大学 学士コース Bachelorstudium PH	2,000	2,200	1,800
専門技術大学 修士コース Master-/Diplomstudium FH	3,200	3,300	2,600
総合大学 修士コース Master-/Diplomstudium UNI	2,400	2,800	2,100
博士コース Doktorat	3,000	3,500	2,600

(オーストリア統計局 Median-Einkommen der Erwerbstätigkeit 18 Monate nach Ausbildungsabbruch2) im Schuljahr 2010/11 nach Geschlecht)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-20 教育課程ドロップアウト後18か月経過した時点における就職状況(2010年度)

(単位:人)

	教育課程をドロップアウトして就職するまでの期間	ドロップアウトした教育課程								
		中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練 修了者	BMS 職業教育基 礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育 高等学校	大学入学 資格試験	大学
男性	合計	890	279	23,558	2,726	3,805	893	5,031	1,220	8,335
	3か月未満	45	17	9,776	862	3,096	113	1,172	1,032	4,913
	3か月~6か月未満	9	7	2,453	244	304	55	405	53	1,224
	6か月~1年未満	31	11	7,388	566	207	125	2,052	30	700
	1年以上	56	18	2,671	476	72	160	1,004	15	339
	失業中	749	226	1,270	578	126	440	398	90	1,159
女性	合計	759	372	14,836	3,149	3,961	802	5,922	1,568	9,977
	3か月未満	61	80	9,171	1,441	3,325	124	3,011	1,180	5,062
	3か月~6か月未満	14	20	2,125	569	325	79	1,369	89	1,667
	6か月~1年未満	23	22	1,677	445	124	78	752	88	1,024
	1年以上	43	40	831	287	66	65	391	59	599
	失業中	618	210	1,032	407	121	456	399	152	1,625
合計	合計	1,649	651	38,394	5,875	7,766	1,695	10,953	2,788	18,312
	3か月未満	106	97	18,947	2,303	6,421	237	4,183	2,212	9,975
	3か月~6か月未満	23	27	4,578	813	629	134	1,774	142	2,891
	6か月~1年未満	54	33	9,065	1,011	331	203	2,804	118	1,724
	1年以上	99	58	3,502	763	138	225	1,395	74	938
	失業中	1,367	436	2,302	985	247	896	797	242	2,784

(単位:%)

	教育課程をドロップアウトして就職するまでの期間	ドロップアウトした教育課程								
		中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練 修了者	BMS 職業教育基 礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育 高等学校	大学入学 資格試験	大学
男性	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3か月未満	5.1	6.1	41.5	31.6	81.4	12.7	23.3	84.6	58.9
	3か月~6か月未満	1.0	2.5	10.4	9.0	8.0	6.2	8.1	4.3	14.7
	6か月~1年未満	3.5	3.9	31.4	20.8	5.4	14.0	40.8	2.5	8.4
	1年以上	6.3	6.5	11.3	17.5	1.9	17.9	20.0	1.2	4.1
	失業中	84.2	81.0	5.4	21.2	3.3	49.3	7.9	7.4	13.9
女性	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3か月未満	8.0	21.5	61.8	45.8	83.9	15.5	50.8	75.3	50.7
	3か月~6か月未満	1.8	5.4	14.3	18.1	8.2	9.9	23.1	5.7	16.7
	6か月~1年未満	3.0	5.9	11.3	14.1	3.1	9.7	12.7	5.6	10.3
	1年以上	5.7	10.8	5.6	9.1	1.7	8.1	6.6	3.8	6.0
	失業中	81.4	56.5	7.0	12.9	3.1	56.9	6.7	9.7	16.3
合計	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3か月未満	6.4	14.9	49.3	39.2	82.7	14.0	38.2	79.3	54.5
	3か月~6か月未満	1.4	4.1	11.9	13.8	8.1	7.9	16.2	5.1	15.8
	6か月~1年未満	3.3	5.1	23.6	17.2	4.3	12.0	25.6	4.2	9.4
	1年以上	6.0	8.9	9.1	13.0	1.8	13.3	12.7	2.7	5.1
	失業中	82.9	67.0	6.0	16.8	3.2	52.9	7.3	8.7	15.2

(オーストリア統計局 Dauer bis zur 1. Erwerbstätigkeit nach Bildungsabschluss1) im Schuljahr 2010/11)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-21 見習い訓練生の産業/セクター別ドロップアウト状況（2012年）

（単位：人）

産業/セクター	見習い訓練生数	ドロップアウト者の数		ドロップアウト率	
			うち12か月以内		うち12か月以内
農業、林業、水産業	550	60	40	10.9%	66.7%
製造業	26,450	4,800	2,080	18.1%	43.3%
エネルギー	1,230	320	160	26.0%	50.0%
建設業、鉱業	21,460	4,630	2,290	21.6%	49.5%
商業、修繕業	30,970	7,010	3,630	22.6%	51.8%
運輸業	2,090	480	320	23.0%	47.9%
ホテル、飲食業	10,030	2,150	1,410	21.4%	65.6%
情報、通信業	1,090	270	130	24.8%	48.1%
銀行、保険業	1,710	490	260	28.7%	53.1%
住宅、建築業	360	80	50	22.2%	62.5%
便利屋、知識サービス業	3,940	880	430	22.3%	48.9%
その他経済サービス	1,540	670	390	43.5%	58.2%
公共サービス	3,940	980	550	24.9%	56.1%
教育サービス	6,400	2,210	1,810	34.5%	81.9%
健康、福祉業	3,090	660	490	21.4%	74.2%
その他サービス	6,280	1,930	1,340	30.7%	69.4%
アート、その他セクター	150	80	50	53.3%	62.5%
合計	121,280	27,720	15,330	22.9%	55.3%
女性	40,550	10,040	6,290	24.8%	62.6%
男性	80,740	17,670	9,040	21.9%	51.2%

(ibw (2013), p.145, Tabelle 31)

図表-4-22 15歳以上就労者スキルレベル別 教育課程修了者別の構成率（2012年）

スキルレベル	ISCO-08 標準職業分類	義務教育	見習い訓練	BMS 職業教育 基礎学校	AHS 一般教育 高等学校	BHS 職業教育 高等学校	教育大学	総合大学、 専門大学	合計	人数 (千人)
-	管理職（民間セクター、裁判所の 上級職員、組織/団体の長）	3.1	29.2	11.6	5.3	19.1	3.3	28.3	100.0	188.4
4	専門家（科学者、技術者、教授、 医師、教師、弁護士など）	1.7	6.8	5.3	7.2	12.8	11.8	54.4	100.0	634.8
3	技師（技術者の補助）	5.6	32.1	21.2	8.2	20.4	2.4	10.0	100.0	788.0
2	総務・企画事務員	8.9	34.5	21.5	9.2	19.4	0.6	6.0	100.0	457.3
	営業・販売事務員	19.7	49.7	13.3	6.5	7.1	0.4	3.2	100.0	736.6
	農林水産業の専門家	23.6	36.1	33.3	1.5	3.8	0.6	1.1	100.0	203.7
	職人仕事	15.7	71.6	5.7	1.5	4.2	0.1	1.2	100.0	578.0
1	機械操作、組立工	22.7	63.0	6.7	2.9	3.0	0.1	1.6	100.0	238.3
	初歩的職業	44.6	36.3	8.1	4.7	3.9	0.3	2.2	100.0	348.7
-	軍属	8.1	48.8	14.3	3.6	3.0	6.0	16.2	100.0	10.0
	全職業平均	14.2	39.3	13.5	5.9	11.3	2.6	13.2	100.0	4,183.8

(ibw (2013), p.154, Tabelle 40)

(注) BHS（職業教育高等学校）には中等後 VET コース進学者（準学士）も含む。

7. 評価・課題

(1) 職業教育訓練制度の強みと課題

2008年にOECD職業教育訓練に関する国家専門家グループ(Hoeckel, K.ほか)が実施した職業教育訓練に関する「レビュー対象国のアセスメント(評価)概要と政策勧告」には、オーストリアの職業教育訓練制度に関して以下のように記述されている<sup>19</sup>

オーストリア

【強み】

オーストリアの職業教育訓練制度には数多くの強みがある。

- デュアルシステムには、数多くの称賛すべき特徴がある。良好に構造化された見習い訓練のもとで、学校における学習と職場訓練が統合されている。
- 若年失業率は低く、教育から最初の雇用への移行は国際的な基準からみてスムーズである。
- 職業教育訓練の政策方針と提供に関して、すべての段階において労使の関与は強力であり、異なる利害関係者の効果的な協調が行われている。
- 職業教育訓練制度は幅広いニーズに応じており、学校における達成が乏しい者や不利な背景を持つ者にセーフティネットを提供するとともに、高水準の技術訓練を提供する5年間の職業教育訓練カレッジプログラムも提供している。
- 職業教育訓練制度はさまざまな段階において異なる進展のルートを提供しており、行き止まりを防ぐとともに、Berufsmündigkeit(職業教育および一般教育の高等教育入学資格)を通して職業教育訓練を一般高等教育と結びつけている。
- 職業教育訓練学校の現在の教員は良好に養成されているように見え、産業界における経験は必須となっている。多くの学校は柔軟な制度を持っており、教員は産業界でパートタイムで働いている。最近の改革は職業教育訓練の教員に対する要件を変更したが、その効果はまだ明確でない。
- 後期中等教育の修了率は国際的な基準からみて高い。

【課題】

- 職業教育訓練制度は第9学年において構造的な異常性を抱えている。見習い訓練生と一部の学生が、1年間を不適切なトラック(進路コース)で過ごさなければならない二重の移行制度がある(訳注:基幹学校 [ハウプトシューレ] は第8学年 [通常14歳] で終わるが、オーストリアの義務教育は15歳までで15歳前の就業は禁止されている。したがって、基幹学校を終え見習い訓練生になろうとする者は1年間ほかの教育機関で過ごさなければならないことになる)。
- 職業教育訓練資格の中には、あまりに範囲が狭いため、最初の職務に対しても、またキ

<sup>19</sup> OECD (2010) Learning for Jobs, Annex B, Summary assessments and policy recommendations for reviewed countries, Austria, Hoeckel, K., et al. (2008)

日本語訳は、(訳, 2012)「若者の能力開発一働きのために学ぶ」(OECD職業教育訓練レビュー: 統合報告書) 明石書店, pp.188-190 を転載。

キャリアに対しても、適切な基礎を与えていないように思えるものがある。

- 見習い訓練の質保証は最低限の基準を保証していない。
- 職場ベースのデュアルプログラム（Überbetriebliche Ausbildung [事業所外職業訓練]）。訳注：見習い訓練の場を見つけることができない学生に対する訓練センターないし模擬企業における訓練）は費用がかかり、雇用主が見習い訓練を提供するインセンティブを減少させるリスクがある。
- 労働市場情報に基づく質の高いキャリアガイダンスは、すべての職業教育訓練の学生に対して利用可能となっていない。
- 基礎的な読み書きスキルと計算スキルを職業教育訓練の学生、とりわけデュアルシステムの学生に提供することは、限定的である。

【勧告】

- a. 第9学年を改革し、二重の移行を減らし、すべての学生が適切なプログラムに導かれて見習い訓練もしくはフルタイムの学校ベースの職業教育訓練コースに向けた適切な準備を受けることができるように保証すること。
- b. 雇用主が独自に定義した自らの特定の資格を生み出す傾向に対抗してバランスを取るために、モジュール（互換可能な構成要素）、訓練企業連合（訳注：企業規模が小さいか事業内容が専門化しすぎていて個別企業では見習い訓練提供許可証が得られない場合、訓練生を分け合う企業連合を組む）、見習い訓練制度の経験を用いること。学校サイドの職業教育訓練の提供をより柔軟なものとし、より合理的な提供を可能にすること。
- c. 効果的なモニタリングと訓練企業への支援を通じて、企業における見習い訓練の質を高め、最低限の基準を保証すること。さまざまな自己アセスメントツールを検討し、（中間テストまたは査察を通じた）何らかの形式の質のコントロールを強制的なものとする可能性を検討すること。
- d. 「事業所外職業訓練」プログラムコースは、通常の見習い訓練に若者を導くことに焦点を保持し続けること。資源投下の方向をそのようなコースから、通常の見習い訓練に若者を準備させる方向に切り替え直すこと。
- e. 質の高いキャリアガイダンスがすべての者に利用可能であることを保証すること。キャリアガイダンス専門職の育成において、労働市場情報により強い専門職の育成に集中すること。また、関連するエビデンスの利用可能性と提示方法を改善すること。
- f. 職業教育訓練の学生の基礎スキルの不足を特定するための体系的なアセスメントを導入し、最も援助が必要な者に援助的の絞ること。職業教育訓練制度において読み書きスキル・計算スキルに焦点を合わせた取組みを強化すること。革新的な指導方法を用いて、この目的に向けて職業学校のカリキュラムの改革を検討すること。



(2) 見習い訓練制度の課題

以下は、2013年11月7日に欧州委員会がウィーンで開催した見習い訓練制度に関する教育情報交換会議での資料「オーストリアの見習い訓練制度」の記述である<sup>20</sup>。

3. 課題

最近の改革で焦点になっているのは、見習い訓練制度の品質を向上させ、高等教育を継続させる可能性を促進し、ドロップアウトを減らすことである。見習い訓練制度職種の柔軟性も向上している。これらの改革には、デュアルシステム（養成訓練内の基礎訓練および次年度の専門化）のモジュール化、見習い生および使用者向けの訓練および指導システム、品質保証の確立、あるいは大学入学試験を実施する見習い訓練制度の促進などがある。

デュアルシステムは、労働生活の変化や構造的変化などのために多くの課題に直面している。

オーストリアの人口の構造変化や若年者数の減少は、見習い訓練制度を希望する若年者の供給が減少することを意味する。現在、全体として、提供されているポジションより多くの人が見習い訓練制度のポジションを求めているが、特に観光業などの一部の産業部門では、すでに見習い生の不足がみられる。また、経済危機も、見習い訓練制度のポジション提供に影響を及ぼしている。

要求される技能も、適応性や、学校で指導しやすい技能に移りつつある。一般教育高等学校上級段階や職業教育高等学校の卒業生の方が職業教育基礎学校の卒業生よりも高い基礎技能を習得し、より高度な資格や教育を目指す傾向がある。これらの生徒は直接大学入学に直結した学校を選択しているが、全見習い訓練生のうち大学に進む割合は2.2%にすぎない。

見習い訓練制度により資格を取得することで学校教育から就業への移行が容易になり、職を見つけやすくなるのは確かである。しかし、雇用および見習い訓練制度のポジションの不安定さが増している。また、修了後に企業で訓練を継続する者も減少している。従って、過度に専門化していることも、若年者の転職がより困難になるというリスクを露呈しているのである。

もうひとつの課題は、自分の将来の職業の方向性について、13~14歳という早い時期に決断しなければならないことである。このことはまた、選択する職業の幅が狭まるという結果を招いている。さらに、性差別が存在する。またデュアルシステムでは、移民の数も実際よりも少なくなっている。これらの要素をより良い方法でデュアルシステムに統合することと、職業の方向性をより良い方向に導くことが一層重要になる。

<sup>20</sup> EC (2013) Learning Exchange on Apprenticeship Schemes in Austria  
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=1073&eventsId=941&furtherEvents=yes>

(3) トレーニー制度の評価・課題

2013年6月に欧州委員会の関連組織である雇用研究所(IES)が公表した「EU27 各国における見習い訓練制度とトレーニー制度：成功の要因」の「オーストリアの概要」には、オーストリアにおけるトレーニー制度について以下のように言及されている<sup>21</sup>。

見習い生にとってトレーニー制度の主なメリットは、トレーニー制度全体で発揮されるプロの労働者の生活を理解することである。通常のオーストリアのトレーニー制度では、このような生活は、受け入れ組織の通常の作業工程に限定的に組み込まれている業務を遂行することによって理解できる。一部の産業部門では、この限定業務が好ましくない状況の下で行なわれる。つまり、正社員が行う作業量と同等の大量の業務をわずかな賃金で、あるいは無償で行う一方で、雇用法による労働時間の制限や雇用契約の取り決めに関する規制、社会法による労災給付あるいは健康保険などの保護などの対象とならない。一部の見習い生も、トレーニー制度の初めに体験学習アプローチを体験したいという意思表示をしている。これは、理論的モジュールや教育目的の明確な定義などの要素によって補完されるオーストリアのトレーニー制度においては一般的なアプローチである。

このようなリスクがあるにもかかわらず、ほとんどの見習い生が自身のトレーニー制度経験に満足している。これはトレーニー制度がフリーランスや卒業前のパートタイム労働など、訓練実施組織での何らかの種類の継続雇用につながることが多いことと無関係ではない。

企業にとっては、主に二つのメリットがある。一つは上述したように、大企業であればトレーニー制度を、有能な生徒を学業を修了する前に選抜するための囲い込みツールとして利用できる。このような企業は一般に、卒業後のトレーニー制度は実施していない。二つめは、中小企業であればトレーニー制度は、正規労働力を補完するうえで即戦力の役割を果たすものとして活用できる。

オーストリアのトレーニー制度の効果は、主にトレーニー制度が実施されている職業の産業部門によって異なる。技術またはビジネス産業部門では、給与が高いトレーニー制度が一時雇用契約として編成され、卒業前に修了するため、卒業後に正規の職に就ける(あるいは少なくとも他の使用者から見た見習い生の魅力が増す)可能性は非常に高い。その一方、クリエイティブ産業部門では建築、メディア、または文化サービスなどのトレーニー制度は給与がかなり低だけでなく、卒業後の正規労働への移行はおそらくそれほど円滑ではないと思われる。従って、トレーニー制度は雇用上の地位の不安定さにばかり目を向けるのではなく、さまざまな局面において非常に多様な役割を果たす柔軟な手段として捉えるべきである。

制度レベルの慣行の好事例として、オーストリアの一部の専門大学(応用科学大学)で現在実施されている三者間契約が挙げられる。この形態の契約は、フランスの *convention*

<sup>21</sup> Institute for Employment Studies (2013) 'Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners', Summary Country Fiche: Austria, pp.151- <http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11348&langId=en>

de stage（スタージュ協定）にやや似ており、トレーニー制度の内容とトレーニー制度に関連する学習プログラムが最低限一致することを保証する一方で、この一致をどのように達成するかは雇用主任せになっている。

### 8. 参考文献

#### 【日本語文献】

- ・田中達也（2013）「オーストリアにおける専門大学成立過程」川口短大紀要(27), pp.195-210
- ・岩田克彦, 上西充子（訳, 2012）「若者の能力開発—働くために学ぶ（OECD 職業教育訓練レビュー：統合報告書）」明石書店
- ・田中達也（2011）「オーストリアの教員養成—総合大学と教育大学との比較を中心に—」佛教大学教育学部学会紀要（第10号）, pp.101-118
- ・田中達也（2010）「オーストリアの全日制職業訓練機関の再編過程—イシュー・プログラムを中心に—」国際教育(16), pp.35-43

#### 【外国語文献】

- ・BIBB（2014）'Vocational education and training in European countries', Reference generated from the "Literature database for Vocational Education and Training", Version 2.0, December 2014
- ・BMBWF（2014）'Education in Austria 2014'
- ・OECD（2014a）'Education at a Glance 2014, Austria country note'
- ・OECD（2014b）'Skill beyond School Brief on Australia, Germany, and Switzerland'
- ・EC（2014）'Education and Training Monitor 2014, Country Report: Austria'
- ・CEDEFOP（2013a）'Austria, VET in Europe – Country Report 2013'
- ・CEDEFOP（2013b）'On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013', pp.74-76 (Austria)
- ・ibw（2013）'Lehrlingsausbildung im Überblick 2013'
- ・IES（2013）'Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners', 137 pages, pp.28-31 (Summary Country Fiche: Austria)
- ・EC（2013a）'Technical Annexes, Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27 : Key Success Factors', A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, December 2013
- ・EC（2013b）'Learning exchange between Austria, Bulgaria, Czech Republic, Latvia and Spain on "Apprenticeship Schemes", The European Commission Mutual Learning Programme, DG Employment, Social Affairs and Inclusion, Vienna (Austria), 7 November 2013
- ・EC（2013c）'Background Paper', The European Commission Mutual Learning Programme, DG Employment, Social Affairs and Inclusion, Vienna (Austria), 7 November 2013
- ・Markus Müllner（2013）'The challenge of improving and refining the VET system in Austria. Governance and support structures in the Austrian apprenticeship system', ibw Austria
- ・Lucas Graf（2013）'The Hybridization of Vocational Training and Higher Education in Austria, Germany, and Switzerland', Budrich UniPress, 304 pages, Austria: pp.125-152
- ・Pauline Musset, et al（2013）'A Skills beyond School Review of Austria', OECD Reviews of Vocational Education and Training, July 2013
- ・Natalia Aivazova（2013）'Role of Apprenticeships in Combating Youth Unemployment in Europe and the United States', Peterson Institute for International Economics Policy Brief, Number PB13-20
- ・European Commission（2012）'Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States, Final Synthesis Report'pp.140-154 (National Report on Traineeships, Austria)
- ・Gregoritsch, Kernbeiß, Städtner, Wagner-Pinter（2012）'Lehrlingsausbildung: Angebot und Nachfrage, Entwicklung und Prognosen 2011 bis 2016', Synthesis Forschung GesmbH, Arbeitsmarktservice Österreich, Wien.
- ・CEDEFOP（2012）'Austria: VET in Europe: country report 2012'
- ・BMBWFJ（2012）'Apprenticeship - Dual Vocational Education and Training in Austria'
- ・Werner Eichhorst, et al（2012）'A Roadmap to Vocational Education and Training Systems Around the World', IZA Discussion Paper No. 7110, December 2012
- ・Auer, Wanek-Zajic, Zauner（2012）'Wohin nach der Ausbildung? Bildungsbezogenes Erwerbskarrieremonitoring 2012' AMS, BMASK, Wien.
- ・NAFSA（2011）'Online Guide to Educational Systems Around the World – Austria'
- ・Dornmayer, Wieser, Mayerl（2012）'Bericht zur Situation der Jugendbeschäftigung und Lehrlingsausbildung in Österreich 2010-2011', IBW und öibf, Wien.
- ・OECD（2010）'Vocational Education and Training in Austria Strengths, Challenges and Recommendations'
- ・OECD（2010）'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'

平成 26 年度  
内閣府委託事業

教育と職業・雇用の連結に係る仕組みに関する国際比較についての調査研究

報告書

平成 27 年 3 月 31 日

© 内閣府

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社  
(略称：WIP ジャパン株式会社)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200